

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：高遊原（R8）52号建物シャワー改修工事
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊高遊原分屯地
- (4) 履行期間：令和8年12月18日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築工事」の「D」等級以上、または、「管工事」の「C」等級以上の格付を受け、九州防衛局 に競争参加資格を有するもの。（競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年7月13日までに提出すること。FAX可）
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>）
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年7月15日（水） 11時00分

6 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。

(3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否 作成する。

建設工事請負契約書

10 その他

(1) 郵便による入札を可とする。

(2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。
電信電話による入札は認めない。

(3) 送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日17時迄に必着するよう郵送（持参）し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）

(4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。

(5) 入札における消費税の取り扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。

イ 入札金額に非課税部分がある場合は、入札書に記載された金額のうち、対象となる金額の備考欄にその内訳を記載すること。

(6) 開札後、落札者に連絡する。（当日中を基準とする。）

11 入札に関する事項の問合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：和田）

TEL 096-368-5111（内線3573）

FAX 096-368-3579

Eメールアドレス finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

12 仕様書に関する事項の問合わせ先

〒861-2204

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812

陸上自衛隊高遊原分屯地 業務隊 管理科（担当：大島）

TEL 096-232-2101（内線352）

入 札 書

件 名（業務の名称） 高遊原（R 8） 5 2 号建物シャワー改修工事

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾の上、入札します。
当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 8 年 7 月 1 5 日

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

印
印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

使 用 印

印

私は上記の者を代理人と定め、下記件名の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件 名（業務の名称）： 高遊原（R 8） 5 2 号建物シャワー改修工事

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代 表 者 氏 名

印

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面会計隊本部

業務科長 原島 貴男 殿

標準現場説明書（金銭的保証）

第1 一般事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、建設工事請負契約書案の提出とともに、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 原島貴男」と記載されるように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は建設工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 原島貴男」と記載されるように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (ク) 公共工事履行保証証券による保証を選択した場合は、工事完成後を除き、発注者は建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をしないものとする。

ウ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険証券に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 原島貴男」と記載されるように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) 第1号の規定にかかわらず、契約金額が予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、建設工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- 3 工期変更の場合における保証事業会社に対する通知について
- (1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、建設工事請負契約書第38条第4項に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。
- (2) 受注者は、前号により保証事業会社に対して通知を行ったときは、その旨を発注者に対して通知するものとする。
- 4 建設工事請負契約書案について
- (1) 第1条関係（総則）
- ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。
- イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ウ 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- (2) 第2条関係（関連工事の調整）
- 受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。
- (3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）
- 下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。
- (4) 第7条関係（下請負人の通知）
- 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。
- (5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）
- ア 第1項第2号に定める者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3月以上の雇用関係にあるものをいう。
- イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- ウ 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。
- (6) 第11条関係（履行報告）
- 「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。
- (7) 第17条関係（工事用地の確保等）
- ア 「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
- イ 「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (8) 第20条関係（設計図書の変更）
- 設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。
- (9) 第21条関係（工事の中止）
- 第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。
- (10) 第27条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
- ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
- イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が行う。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。
- (11) 第31条関係（不可抗力による損害）
- ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- イ 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。
- (12) 第37条関係（前金払）
- ア 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上工事については、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時までに申し出

るものとし、その後においては変更することはできない。

- イ 中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前金払の支払を請求することができる。
 - ウ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、概ね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済み材料を含む。）でも2分の1（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上である場合に行うものとする。
 - エ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」と読み替えるものとする。
- (13) 第38条関係（保証契約の変更）
第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (14) 第56条関係（解除に伴う措置）
ア 「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
イ 「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (15) 第59条関係（契約不適合責任期間等）
第1項における契約不適合責任期間の存続期間については、建設工事ごとに定めるものとし、原則として2年とする。ただし、設備機器本体等の当該期間は1年とする。
- (16) 第60条関係（火災保険等）
建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。
なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて契約担当官等と協議するものとする。
ア 受注者は、火災、落雷、爆発又は破裂あるいは、台風、せん風、暴風雨の風災を原因として起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとし、保険金は原則として請負代金額とする。ただし、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。
なお、受注者自ら当該保険に付加する特約等については、これをさまたげるものではない。
(ア) 解体、撤去、分解又は後片づけ工事
(イ) 建物の基礎工事及び外構工事
イ 受注者は、工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）を付保するものとする。
ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。
エ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容及び保険契約の変更を行わなければならない。
オ 受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。
- (17) 第64条関係（あっせん又は調停）
建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。
なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。
- 5 指導事項について
- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。
ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するものとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 建設業退職金共済制度について
ア 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、自ら雇用する建退

共制度の対象となる労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に報告し、又は当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後 1 か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ）により申し出ること。

ウ 受注者は、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

エ 建退共制度に加入していない受注者、ポイント若しくは証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な受注者は、指名等について考慮することがある。

オ ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

カ 受注者は、下請契約を締結する際は、下請負人に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係るポイント又は証紙をあわせて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。

キ 下請負人の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負人に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請負人においてできる限り下請負人の事務の受託に務めること。

ク 受注者は、機構から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

ケ 受注者は、建退共制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項の規定による分別解体等を行わなければならない。

(7) 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第 6993 号。20. 6. 5）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

暴力団員等は、下請等として使用しないこと。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(7) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (7)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等__を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

(イ) (7)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させるものとする。

(ウ) (7)による指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

(エ) (7)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

6 入門手続等について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等についての契約担当部署と調整を行うものとする。

(2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（現場代理人等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。

なお、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者は、工事等に従事する者として認めない。

市場価格調査依頼書

件名：高遊原（R 8） 5 2 号建物シャワー改修工事（入札日：R8.7.15）

No	項 目	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	高遊原（R 8） 5 2 号建物 シャワー改修工事	仕様書のとおり	式	1		①
	(1) 仮設費	仕様書のとおり	式	1		
	(2) 工事費	仕様書のとおり	式	1		
	(3) 撤去費	仕様書のとおり	式	1		
	(4) 総諸経費（共通仮設費）	仕様書のとおり	式	1		
	(5) 総諸経費（現場管理費）	仕様書のとおり	式	1		
	(6) 総諸経費（一般管理費）	仕様書のとおり	式	1		
	(7) 産業廃棄物処理	仕様書のとおり	式	1		

本工事を履行するのに必要な日数は、② 日です。

- 1 上記①②欄に、①総額及び②履行に要する日数を見積もってください。
(内訳(1)～(7)にそれぞれに金額を記載し工事合計金額を①に記載してください。)
- 2 本見積は消費税抜きの金額を記載してください。

(各項目) 別紙は部分的に金額を問いただしている箇所です。従って、別紙の合計額と上記の①の合計と一致しないものとして認識ください。

No	品 名	規 格	単位	数量	単価	③金額
1	ユニットシャワー新設	S P B－0 8 1 2	箇所			
2	ユニットシャワー撤去	W800×L1200×H2030	箇所			
3	ユニットシャワー配管繋ぎ込み	給水管 2 0 A、給湯管 2 0 A、排水管	箇所			
4	防水スイッチ		個			
5	防水スイッチ取付費		式			
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

- 1 各項目の直接工事費の③金額（税抜）を記入してください。
- 2 各項目の単価・金額（税抜）には、一般管理費等を含めないでください。
- 令和 8 年 7 月 1 0 日（金） 11：00迄に、本書類の送付（FAX）のご協力をお願いします。

（連絡先）

電話番号 096-368-5111（内線3585）
FAX番号 096-368-3579
Eメールアドレス finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
会社名
代表者名

高遊原（R 8）5 2 号建物シャワー改修工事

件 名		高遊原(R 8) 5 2 号建物シャワー改修工事									縮 尺	—
図 名		表 紙									図 番	1/6
健 軍	業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	施設管理 (設計系)	管 財 係	高 遊 原	派遣隊長	施設班長	給排水	管 財 係	工事企画 (調査系)
	陸上自衛隊高遊原分屯地 高遊原派遣隊施設班									令和8年6月12日		

仕 様 書

1 工事件名：高遊原(R 8) 5 2号建物シャワー改修工事

2 工事場所：熊本県上益城郡益城町大字小谷1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 概 要：ユニットシャワー撤去・新設 5 2号建物3 F ・ ・ ・ 3 箇所
5 2号建物4 F ・ ・ ・ 3 箇所 計6 箇所

(1) 建築工事

ア 金属工事	壁：軽量鉄骨壁下地 スタッド65形	11.80㎡
イ 内装工事	壁：ケイ酸カルシウム板張り(t=8)(下地共)	11.80㎡
ウ 内装工事	巾木：ビニル巾木 H=60	9.70m
エ 左官工事	壁：吹付タイル(内装用合成樹脂アクリル系)	9.60㎡

(2) 電気設備工事

電灯設備工事	照明器具 配線引抜・配線差込	6 箇所
--------	----------------	------

(3) 機械設備工事

ア 配管工事	給水管・給湯管・排水管等接続	6 箇所
イ 衛生設備工事	ユニットシャワー新設	6 箇所
ウ 換気設備工	既設スパイラルダクト繋ぎ込み	6 箇所

(4) 撤去工事

ア 壁撤去(ケイ酸カルシウム板張り(t=8)吹付タイル、ビニル巾木)	11.80㎡
イ ユニットシャワー撤去	6 箇所
ウ 立上り配管撤去(給水管・給湯管)	12箇所

4 一般事項

(1) 本仕様書については、「高遊原(R 8) 5 2号建物シャワー改修工事」に適用する。

(2) 本仕様書に記載無き事項及び用語の定義については、以下によるものとする。

【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】

・公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編) 最新版

・公共建築(改修)工事標準仕様書(機械設備工事編) 最新版

・公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編) 最新版

(3) 施工時期及び実施工程等は、事前に監督官と調整を実施するものとする。

(4) 本工事の写真は、着工前・施工中・竣工後及び監督官の指示する箇所を撮影し、A 4判写真帳に整理後、1部監督官に提出するものとする。

(5) 施工に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧するものとする。

(6) 施工中は安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。

(7) 本仕様書及び施工に際し、疑義等が生じた場合は、監督官と協議の上実施するものとする。

(8) 本工事で使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用する。

(9) 本工事では、原則として駐屯地の用水及び電力は使用できない。使用する場合は監督官等の許可を得て使用し、受注者側で仮設メーターを設けたうえで、使用料を全額負担するものとする。

(10) 受注者は、毎日施工終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。

(11) 受注者は、自衛隊敷地内への立入り及び敷地内での行動については、当該分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、施工場所以外への立入りを禁止する。やむをえず施工場所以外への立入りを必要とする場合は、監督官等の許可を得るものとする。

(12) 監督官の示す書類は、速やかに提出するものとする。

(13) 改正建設業法に基づき、受注者は下請契約を締結する場合は、あらかじめ施工体制台帳を提出し、監督官の確認を受けるものとする。

5 特記事項

(1) 共 通

ア 本仕様書に記載する数量については、計画数量のため、受注者は施工前に計測等を行うものとする。

イ 本工事で発生した発生材は、金属屑のみ官側に返納し、健軍駐屯地内(熊本市東区東町1-1-1)の監督官が指定する場所へ運搬集積するものとする。その際、発生材調書を監督官に1部提出するものとする。

また、金属屑以外の発生材については、処理計画と実施状況を報告するものとし、受注者の負担において適正に処分を行うものとする。

(2) 仮設工事

既存部分の汚損等を防ぐため、適切な養生を行うものとする。

(3) 内装工事

ア ケイ酸カルシウム板張りに際し、必要な下地材を設けるものとする。

イ ケイ酸カルシウム板は、J I S適合品を使用し、証明できる書類を一部提出するものとする。

ウ ケイ酸カルシウム板については、防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

エ ケイ酸カルシウム板を下地材に直接張り付ける場合の留付け間隔については、下表による。

下 地	施工箇所	留付け間隔(周辺)	留付け間隔(中央)	備 考
軽量鉄骨下地	壁	200程度	300程度	小ねじ類の場合

(4) 左官工事

ア 使用する仕上げ塗材については、J I S規格適合品を使用し、証明できる書類を一部提出するものとする。

イ 仕上げ塗材の選定については、監督官にサンプル等を提出し、決定するものとする。

ウ 仕上げ塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状および工法は下表による。

種 類	呼び名	仕上げの形状	工 法	所要量(kg/㎡)	塗回数
複層仕上塗材	複層塗材E	凸凹状	吹付け	下塗材 0.1以上	1
				主材基層 0.7以上	1
				主材模様 0.8以上	1
				上塗材 0.25以上	2

エ 表の所要量は、2回塗りの場合、2回分の使用質量を示す。

オ 複層仕上塗材の上塗材の種類は樹脂アクリル系とし、溶媒は水系のつやなしとする。

(5) 機械設備工事

ア 既設・新設ユニットシャワーの規格については、下表による。

場 所	撤 去	新 設
5 2号建物 (3 F ・ 4 F)	TOTO JSV0812L(W800×L1200×H2030)	■SPB-0812LBEL 同等品以上 (W800×L1200×H2000)

イ ユニットシャワーの取替に際し、各配管の切り離し及び、繋ぎ込みを行うものとする。

ウ 配管繋ぎ込みに使用する部材等は、受注者の負担により準備するものとする。

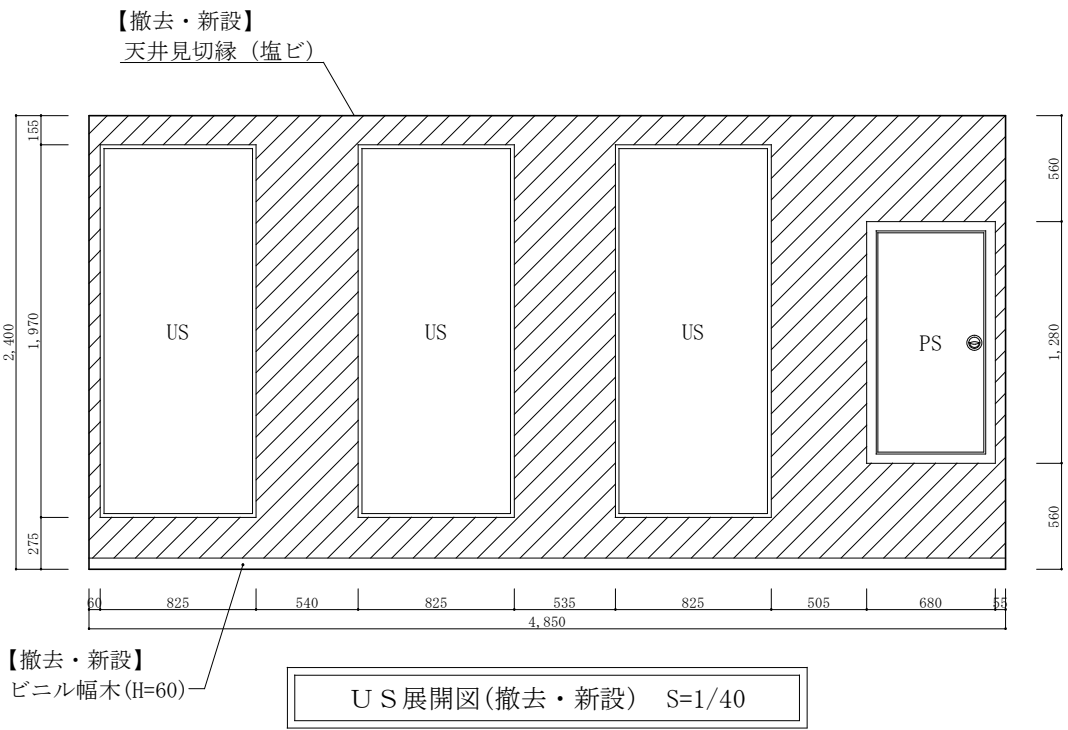
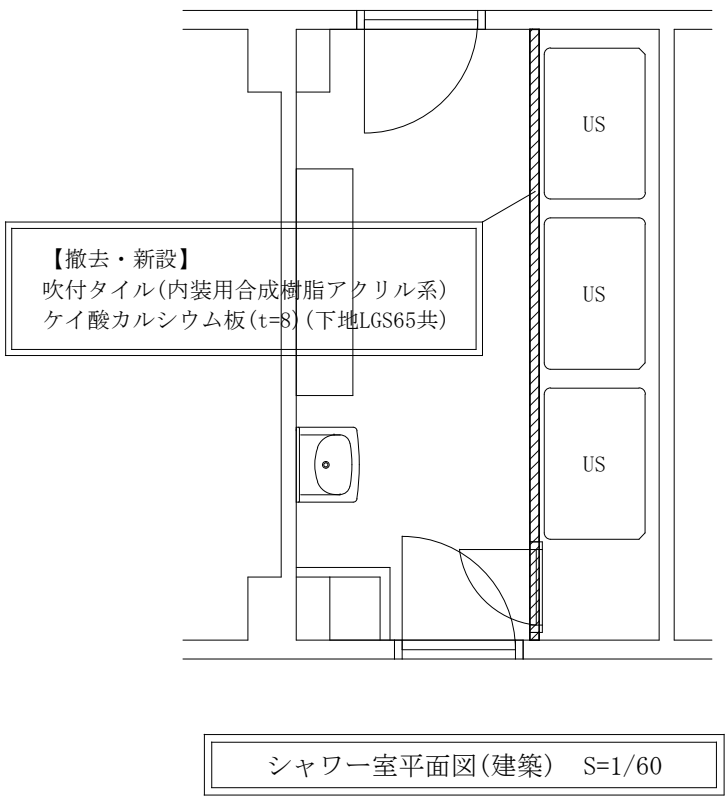
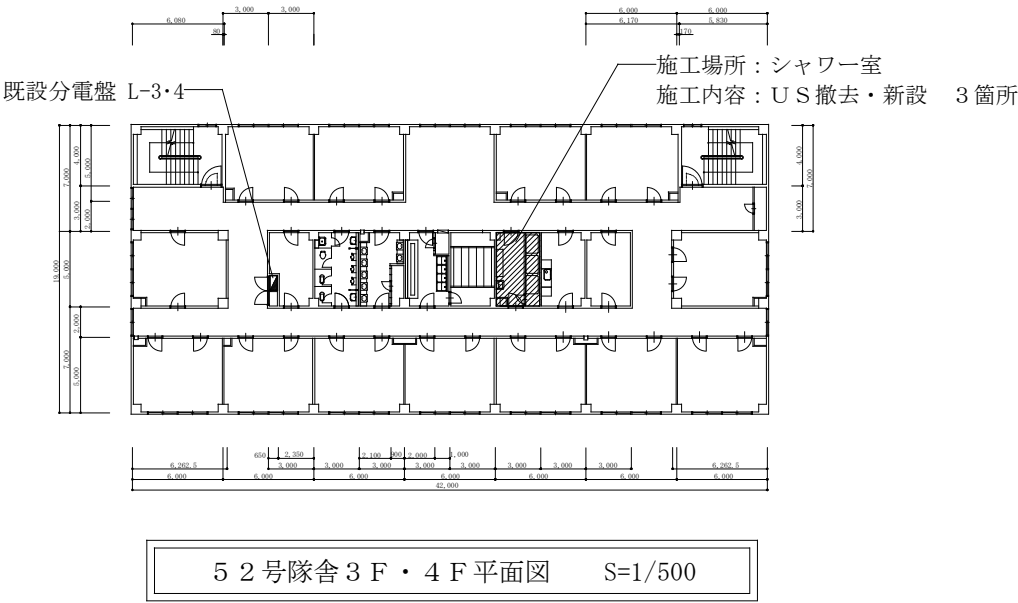
(6) 電気設備工事

ア ユニットシャワーの取替に際し、防水スイッチの取替を行うものとする。

イ ユニットシャワーの取替に際し、ジョイントボックスへの配線引抜き及び、差込みを行うものとする。

ウ 配線差込み後、絶縁抵抗値を測定し、報告書にまとめたものを、監督官に一部提出するものとする。

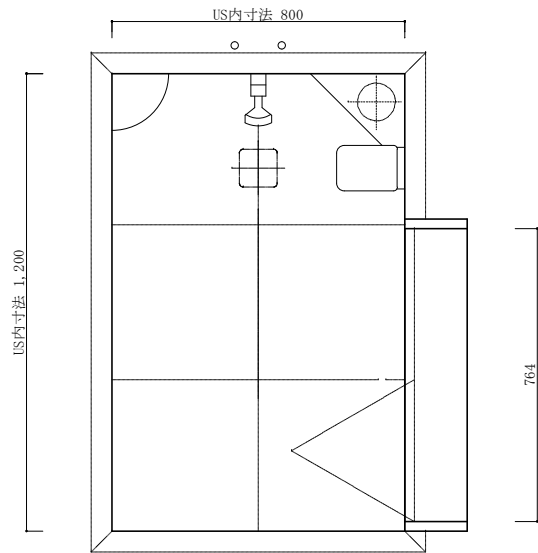
件 名	高遊原(R 8) 5 2号建物シャワー改修工事	縮 尺	—
図 名	仕様書	図 番	2/6
陸上自衛隊高遊原分屯地 高遊原派遣隊施設班		令和8年6月12日	



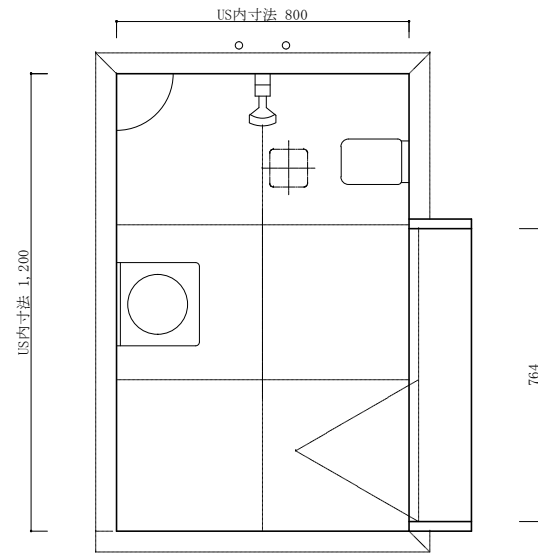
【凡 例】

【撤去・新設】
・・・LGS65形 ケイ酸カルシウム板張り(t=8)
吹付けタイル仕上げ(内装用樹脂アクリル系)

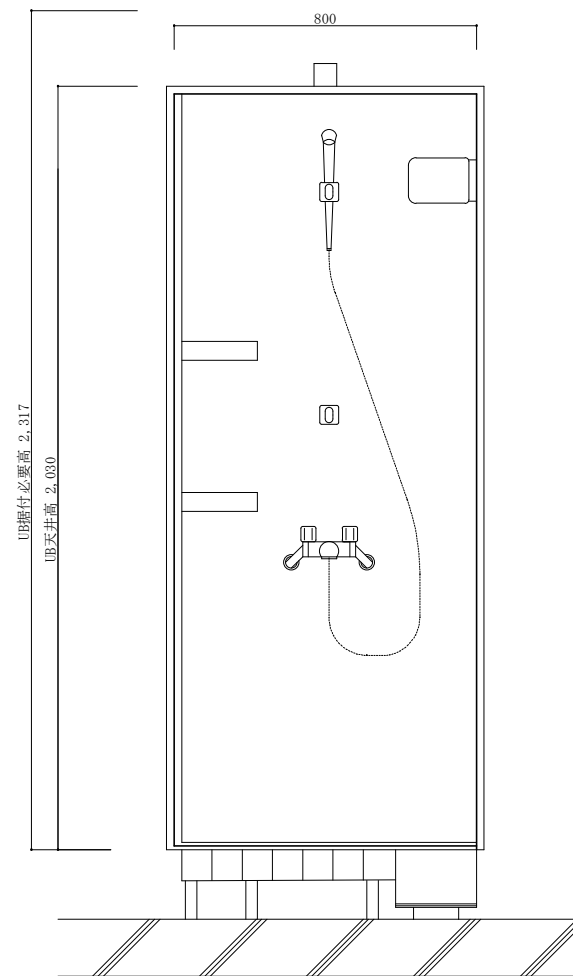
件 名	高遊原(R 8) 5 2 号建物シャワー改修工事	縮 尺	図 示
図 名	平面図、展開図(建築)	図 番	4/6
陸上自衛隊健軍駐屯地 業務隊管理科営繕班		令和8年6月12日	



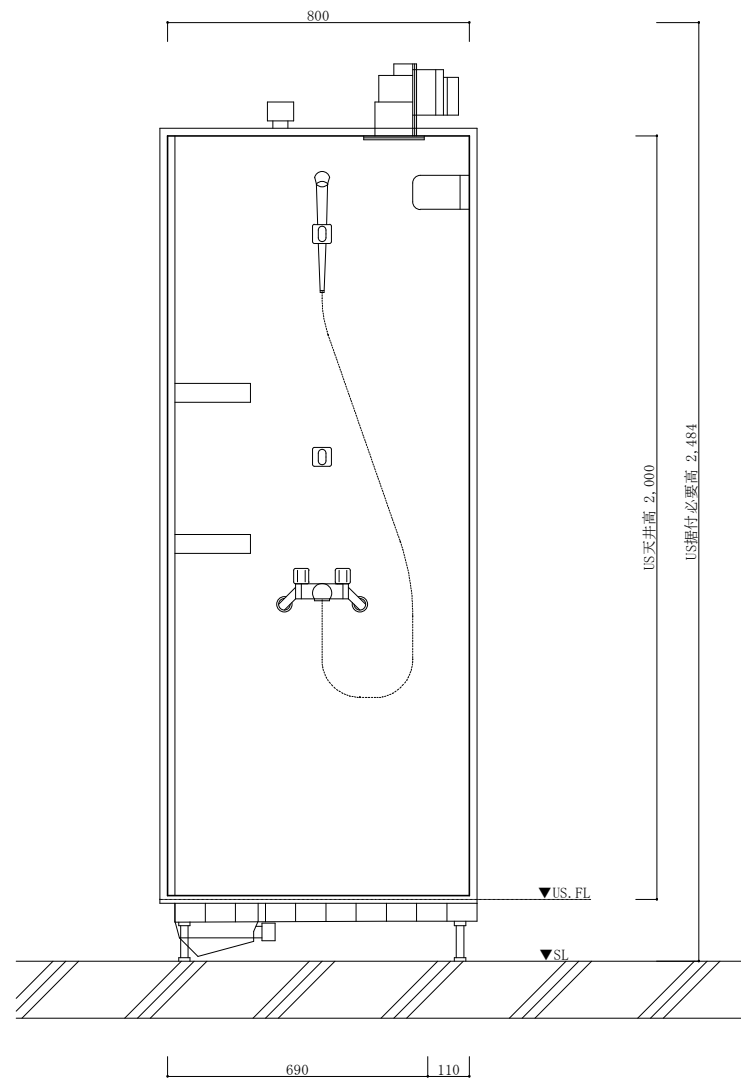
既設 U S 詳細図 (標準) S=1/20



新設 U S 詳細図 (標準) S=1/20

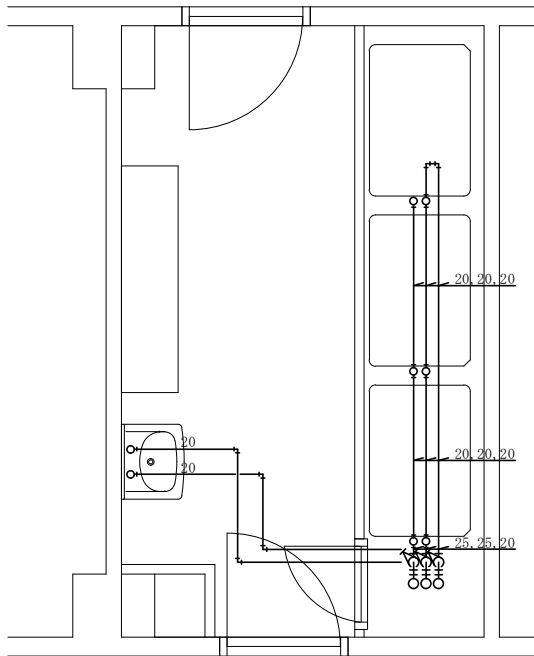


既設 U S 詳細図 (標準) S=1/20



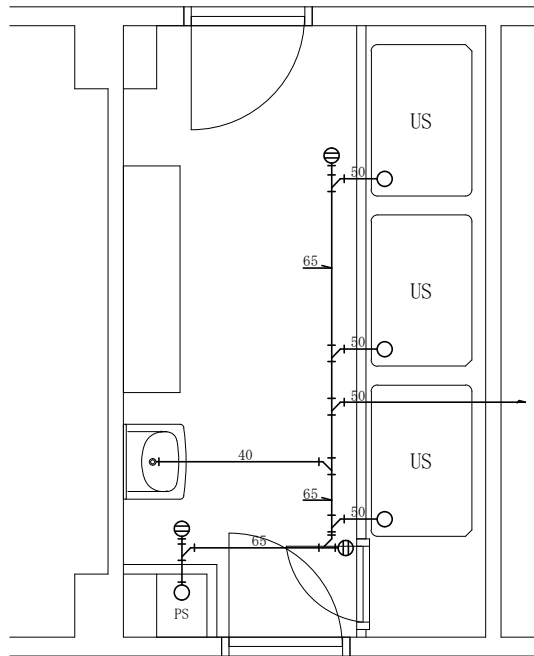
新設 U S 詳細図 (標準) S=1/20

件 名	高遊原(R 8) 5 2号建物シャワー改修工事	縮 尺	図 示
図 名	U S 詳細図	図 番	5/6
陸上自衛隊高遊原分屯地 高遊原派遣隊施設班		令和8年6月12日	



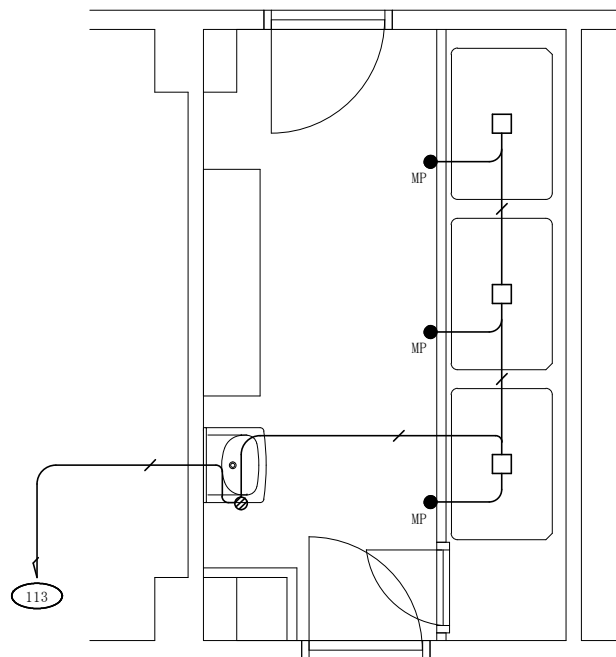
※US詳細図を除く給水設備については、既設流用とする。

シャワー室平面図(給水) S=1/60

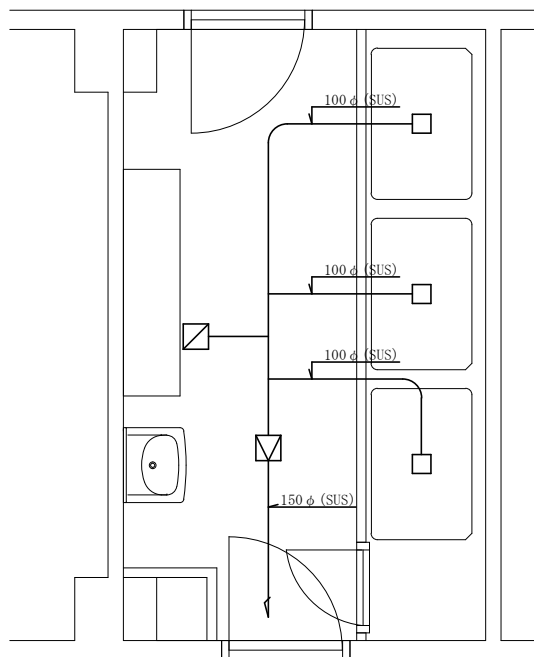


※US詳細図を除く排水設備については、既設流用とする。

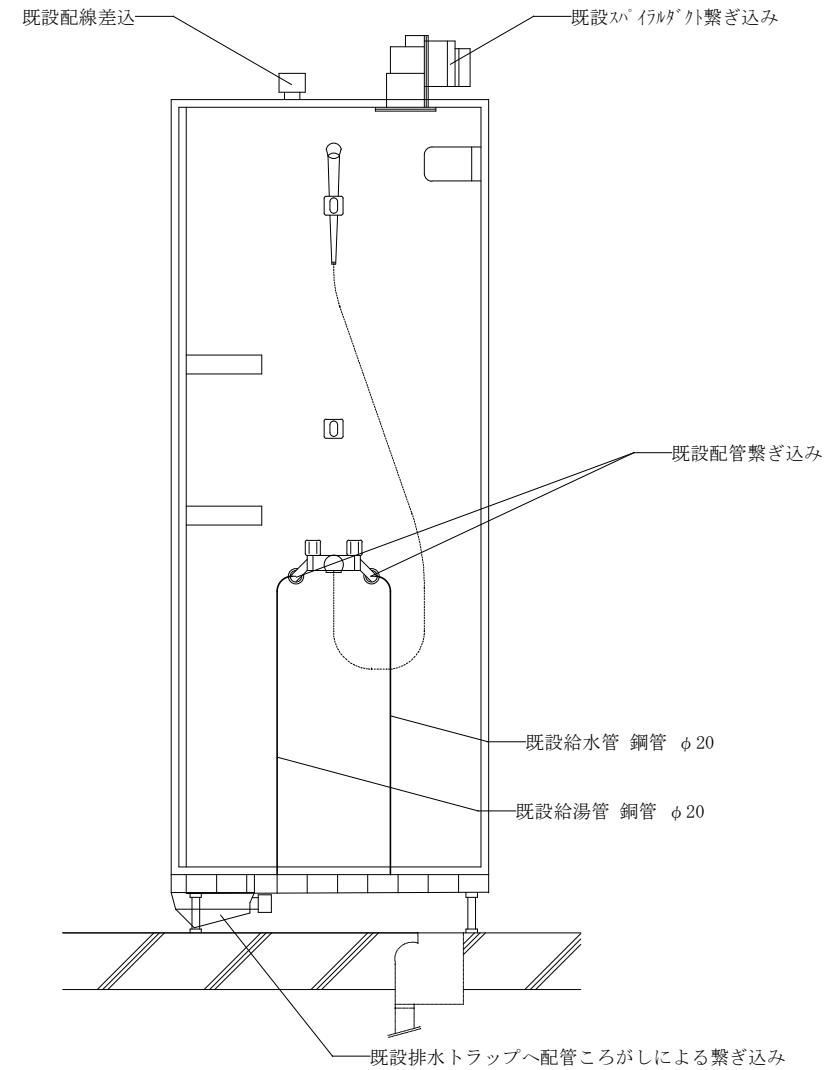
シャワー室平面図(排水) S=1/60



シャワー室平面図(電気) S=1/60



シャワー室平面図(換気) S=1/60



設備詳細図(新設) S=1/20

件名	高遊原(R8)52号建物シャワー改修工事	縮尺	図示
図名	設備平面図、設備詳細図	図番	6/6
陸上自衛隊高遊原分屯地 高遊原派遣隊施設班		令和8年6月12日	